

国民年金保険料の産前産後免除制度

対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年（2019年）2月1日以降の方が対象となります。

ただし、国民年金の任意加入期間は対象になりません。

免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます）の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。



※産前産後期間は付加保険料を納付できます。

●保険料を前納されている場合、支払った保険料は還付されます。

■ …対象期間

届出の方法および必要書類

出産予定日の6か月前から届出が可能です。お早めの届出をおすすめします。なお、出産後も届出が可能です。

① 国民年金被保険者関係届書（申出書）

※市民課窓口でお渡しできます。（日本年金機構HPからダウンロードも可）

② 母子健康手帳など

届出先

糸魚川市市民課 住民係 TEL 025-552-1511

※能生・青海事務所でも提出できます。

詳しくは、日本年金機構のホームページで確認することができます。

<https://www.nenkin.go.jp/>